

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第18号】

三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例（平成26年三浦市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。以下同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項各号に掲げる職員の員数に」を「第1項各号に掲げる常勤の職員の員数のほか、」に改め、「を加えたもの」を削り、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「職員の員数に加える」を「常勤の職員の員数のほかに置くべき」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。